

株主各位

東京都千代田区麹町5丁目1番地

財形住宅金融株式会社

代表取締役社長 角 秀 洋

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、当該議決権行使書用紙をご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区麹町5丁目1番地 NK真和ビル4階
財形住宅金融株式会社 本社 会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 第41期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第41期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.zaijugin.co.jp/company/soukai/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/00-2812/teiji/>



5. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書用紙において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があるものとさせていただきます。

以 上

-
- ・当日ご出席いただく場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記4の「電子提供措置に関する事項」に記載のインターネット上のウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
 - ・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

事 業 報 告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されるなか、新規感染者数はなお高水準で推移し、加えて欧米各国の金融引締め等の影響によりわが国の長期金利が上昇するなど、当社をめぐる経営環境は厳しい状況が続いています。こうしたなか当社は、一人一人のお客様が求めるニーズに寄り添い、お客様満足度を高めるべく対応力の向上に取り組むとともに、オンライン営業、Webマーケティングを積極的に展開するなど、財形住宅融資およびフラット35の利用拡大に努め、収益力の向上、事業構造の改善に取り組んでまいりました。

当期末の出資企業数は10,310社、その勤労者数は407万人強となっております。

財形住宅融資の実績につきましては、実行ベースで404件、67億8千7百万円となり、当期末における財形住宅融資残高は27,235件、2,453億6千8百万円となりました。

財住金フラット35の実績につきましては、実行ベースで365件、109億7千4百万円となりました。

フラット35エースの実績につきましては、実行ベースで619件、183億3千2百万円となりました。

つなぎ融資の実績につきましては、実行ベースで486件、110億2千6百万円となり、当期末つなぎ融資残高は195件、37億8百万円となりました。

財住金教育ローンの実績につきましては、実行ベースで32件、3千5百万円となり、当期末教育ローン残高は228件、1億6千6百万円となりました。

これらの結果、当期における売上高は35億1千2百万円、経常利益は4億7千6百万円となり、当期純利益は3億2千1百万円と対前年度比で14.7%の増益となりました。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社における当面の課題は、先行きの見通しが不透明な経営環境に機敏に対応した事業活動を展開し、財形住宅融資、財住金フラット35、フラット

35エースをより多くの方にご利用いただくこと、並びに当社の融資制度を利用していただける新たな出資企業や業務提携先を開発することです。

そのため、お客様のニーズに合った住宅資金セミナーや個別資金相談会の開催を一層充実させ、お客様満足度の向上に努めるとともに、新規出資や新規業務提携先の開発営業を継続的に実施することにより、当社融資制度の優位性を広く伝える等、積極的かつ幅広い営業活動を展開してまいります。

当社では2021年度から「新中期3ヵ年経営計画」をスタートさせております。お客様数の増加と収益強化を目的として、オンライン営業と対面営業の両輪による営業手法の多様化および高度化、融資事務のデジタル化による迅速な事務処理とおお客様の負担軽減、インターネットやSNSを使った働きかけなど、融資事業推進施策に取り組むこととしております。計画の必達に向け、社員の意識改革を一層推進し、全社一丸となって取り組んでまいります。

株主各位におかれましては、今後も変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

項 目	期 別			
	第38期 2019.4～ 2020.3	第39期 2020.4～ 2021.3	第40期 2021.4～ 2022.3	第41期 (当期) 2022.4～ 2023.3
売 上 高 (百万円)	4,164	3,974	3,665	3,512
経 常 利 益 (百万円)	291	485	411	476
当 期 純 利 益 (百万円)	219	329	280	321
1株当たり当期純利益 (円)	47,376	71,010	60,557	69,441
総 資 産 (百万円)	341,204	313,194	285,802	261,185
純 資 産 (百万円)	5,699	6,058	6,366	6,686
1株当たり純資産 (円)	1,229,960	1,307,315	1,373,860	1,442,991

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末現在の発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社の事業は、当社に出資していただいた企業の勤労者に対する財形住宅融資に関する業務を主たる業務としております。

その他財住金フラット35およびフラット35エースに関する業務、財形住宅融資並びに財住金フラット35およびフラット35エースに関するつなぎ融資業務、出資会社から受託するカフェテリアプランに関する業務（財形ライフサポート倶楽部、財住金教育ローン、心と体の健康に関するよろず相談等）も行っております。

(8) 営業所（2023年3月31日現在）

本社：東京都千代田区麹町5丁目1番地（東京都）
東京支社：東京都千代田区麹町5丁目1番地（東京都）
大阪支社：大阪市北区堂島1丁目6番20号（大阪府）
名古屋支社：名古屋市中区錦1丁目19番25号（愛知県）
仙台支社：仙台市青葉区本町1丁目1番1号（宮城県）
福岡支社：福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号（福岡県）

(9) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性 53名	-1名	48.4歳	15年2ヶ月
女性 28名	+1名	51.3歳	16年8ヶ月
合計 81名	±0名	49.4歳	15年8ヶ月

(10) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	250,408百万円

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 8,534株

(2) 発行済株式の総数 4,634株

(3) 株主数 2,198名

(4) 大株主（上位10名）

氏名または名称	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合（％）
財形信用保証株式会社	197	4.25
損害保険ジャパン株式会社	60	1.29
三井住友海上火災保険株式会社	60	1.29
財形住宅金融従業員持株会	52	1.12
日本生命保険相互会社	42	0.91
大日本印刷株式会社	40	0.86
一般社団法人パレット共済会	22	0.47
株式会社三菱UFJ銀行	20	0.43
富国生命保険相互会社	20	0.43
住友生命保険相互会社	20	0.43

- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
戸 莉 利 和	取締役会長（代表取締役）	キヤノン電子株式会社社外取締役
角 秀 洋	取締役社長（代表取締役）	
高 田 順 弘	専務取締役（総務部長兼 融資部長）	
松 沢 孝 治	取 締 役	
片 岡 秀 蔵	取 締 役（営業部長）	
島 津 泰 幸	常勤監査役	
牛 島 大 介	監 査 役	
清 水 範 之	監 査 役	財形信用保証株式会社常務取締役総務部長

- (注) 1. 安國典博氏は、2023年3月24日に監査役を辞任いたしました。
2. 清水範之氏は、2023年3月25日に監査役に就任いたしました。
3. 常勤監査役島津泰幸氏、監査役牛島大介氏、監査役清水範之氏は、社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役6名 74,296千円
監査役2名 8,040千円

- (注) 1. 取締役への支給額には、使用人兼務役員に対する使用人分給と相当額は含まれておりません。
2. 支給対象役員数には、2022年6月28日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名、監査役1名が含まれております。
3. 当期末現在の監査役員数は3名であり、期末在任者のうち2名は無報酬であります。

(3) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主な活動状況
常勤監査役	島津泰幸	<p>①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係 特記すべき事項はありません。</p> <p>②取締役会への出席状況および発言状況 監査役就任後に開催された取締役会4回全てに出席し、常勤社外監査役として必要があると認めるときは、報告事項や決議事項について適宜質問をするなど、社外の立場から発言を行っております。</p> <p>③監査役会への出席状況および発言状況 監査役就任後に開催された監査役会5回全てに出席し、常勤社外監査役として行った監査の報告をし、必要があると認めるときは他の監査役が行った監査について適宜質問をするなど、社外の立場から発言を行っております。</p>
監査役	安國典博	<p>①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係 日本生命保険相互会社法人営業企画部市場開発室長（監査役在任時）であり、当社との間には、生命保険に関する取引関係があります。</p> <p>②取締役会への出席状況および発言状況 辞任するまでに開催された取締役会5回全てに出席し、社外監査役として必要があると認めるときは、報告事項や決議事項について適宜質問をするなど、社外の立場から発言を行っております。</p> <p>③監査役会への出席状況および発言状況 辞任するまでに開催された監査役会6回全てに出席し、必要があると認めるときは他の監査役が行った監査について適宜質問をするなど、社外の立場から発言を行っております。</p>
監査役	牛島大介	<p>①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係 三井住友海上火災保険株式会社公務第二部長であり、当社との間には、損害保険に関する取引関係があります。</p> <p>②取締役会への出席状況および発言状況 監査役就任後に開催された取締役会4回全てに出席し、社外監査役として必要があると認めるときは、報告事項や決議事項について適宜質問をするなど、社外の立場から発言を行っております。</p> <p>③監査役会への出席状況および発言状況 監査役就任後に開催された監査役会5回全てに出席し、必要があると認めるときは他の監査役が行った監査について適宜質問をするなど、社外の立場から発言を行っております。</p>
監査役	清水範之	<p>①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係 財形信用保証株式会社常務取締役総務部長であり、当社との間には、財形住宅融資の保証に関する取引関係があります。</p> <p>②取締役会への出席状況および発言状況 監査役就任後、当事業年度に取締役会は開催されていません。</p> <p>③監査役会への出席状況および発言状況 監査役就任後に1回開催された監査役会に出席し、適宜社外の立場から発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清陽監査法人

(注) 当社の監査法人でありました東陽監査法人は、2022年6月28日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	清陽監査法人	東陽監査法人
①当社の会計監査人としての報酬等の額	9,250千円	3,250千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,250千円	3,250千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計金額で記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれか該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制の基本方針として、取締役会の決議により、「業務の適正を確保するための体制」を下記のとおり制定しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役が法令、定款および企業理念（以下「法令等」という。）を遵守するための規程を整備する。
- ②その徹底を図るため、別に定める取締役が法令等の取り組みを横断的に統括し、必要に応じて外部の専門家を起用し教育等を行い、法令等の違反を

未然に防止する。

- ③取締役が他の取締役の法令等に適合しない行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告するものとする。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体にて保存および管理するものとし、必要に応じ10年間は閲覧可能な状態を維持するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクとして、重大な情報の流出、コンピューター障害、業務処理、地震等の災害、事務所等の安全およびその他会社の存続等に関するリスクを認識し、その把握および管理については、組織業務分掌規程、職責権限規程、リスク管理基本規程および稟議・決裁規程等に基づき体制を構築するものとする。なお、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害を最小限に止めるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会規則に基づき定例取締役会を3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて適宜に開催するものとし、当社の経営方針および実施施策に関わる重要事項については、部長以上で構成される部長会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、組織業務分掌規程、職責権限規程および稟議・決裁規程等において、それぞれの責任の範囲および執行手続の詳細について定めるものとする。

(5) 使用人の職務執行が法令等に適合することを確保するための体制

- ①法令等の遵守体制の基礎として、社員行動指針および社員行動基準を定め、必要に応じ各部門において細則を策定し、教育等を行うものとする。
- ②執行部門から独立した内部監査部門として監査室を置くものとする。
- ③内部通報制度を制定し、使用人が当社内での違法行為等が発見した場合に通報できる窓口を設置する。使用人に対しては通報したことを理由として不利益取扱いを行わないものとする。
- ④監査役は、法令等の遵守体制および社内諸規程の運用に問題があると認めるときは意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役は、監査業務の補助を必要とする事項が生じたときは、監査室へその必要事項を命ずることができる。
- ②監査役から監査業務の補助を必要とする事項を命ぜられた監査室は、その命令に関しては、取締役等の執行部門の長の指揮および命令を受けないものとするとともに、その命令の内容を他に洩らしてはならないものとする。
- ③監査室に所属する使用人の人事については、あらかじめ監査役の意見を聞くものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役または使用人は、監査役に対して、法令等の事項に加え、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況および関係機関の調査状況を速やかに報告するものとする。
- ②監査役会は、代表取締役および会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会をもつものとする。
- ③上記①の監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役、監査役および使用人に周知徹底する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用（前払分を含む。）または債務は、請求のあった後、速やかに処理する。

上記、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、取締役会や部長以上で構成される部長会において、監査役同席のもと、その運用状況の確認や課題の把握、対応方針等について討議を行い、情報の共有化を図っております。また、執行部門から独立した内部監査部門である監査室が中心となり当社各部門に対し、法令等の遵守について周知徹底を行い、内部統制の運用が有効に機能するよう努めております。

(本事業報告中の記載数字は、金額および株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

第41期貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	260,665,333	流 動 負 債	254,263,314
現金及び預金	7,191,723	財形借入金	250,408,291
財形転貸貸付金	245,368,510	短期借入金	2,500,000
営業貸付金	5,793,411	未払金	31,947
貯蔵品	1,308	未払法人税等	91,784
立替金	261	未払消費税等	7,577
財形未収利息	69,828	未払費用	30,518
未収収益	2,114	財形未払利息	396,134
未収入金	1,266,829	預り金	710,397
前払費用	17,121	前受収益	13,553
その他の流動資産	954,223	賞与引当金	57,270
		その他の流動負債	15,840
固 定 資 産	519,742	固 定 負 債	234,939
有形固定資産	37,685	退職給付引当金	182,619
建物	18,315	役員退職慰労引当金	52,320
工具器具備品	19,369		
無形固定資産	89,039	負 債 合 計	254,498,254
ソフトウェア	85,914	純 資 産 の 部	
電話加入権	3,125	株 主 資 本	6,627,479
投資その他の資産	393,016	資 本 金	1,800,000
投資有価証券	209,109	利 益 剰 余 金	4,827,479
差入保証金	18,116	その他利益剰余金	4,827,479
敷金	39,295	別途積立金	1,300,000
長期前払費用	98	繰越利益剰余金	3,527,479
前払年金費用	7,288		
繰延税金資産	118,531	評 価 ・ 換 算 差 額 等	59,341
その他の投資等	577	その他有価証券評価差額金	59,341
		純 資 産 合 計	6,686,821
資 産 合 計	261,185,075	負 債 ・ 純 資 産 合 計	261,185,075

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

第41期損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,512,525
売 上 原 価		1,855,636
売 上 総 利 益		1,656,889
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,196,218
営 業 利 益		460,670
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	52	
受 取 配 当 金	8,527	
雑 収 入	6,934	15,514
営 業 外 費 用	—	—
経 常 利 益		476,185
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	97	97
税 引 前 当 期 純 利 益		476,087
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	142,717	
法 人 税 等 調 整 額	11,580	154,297
当 期 純 利 益		321,790

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

第41期株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	資本金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計
		その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計		
		別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	1,800,000	1,300,000	3,205,688	4,505,688	—	6,305,688
事業年度中の変動額						
当期純利益			321,790	321,790		321,790
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	321,790	321,790	—	321,790
当期末残高	1,800,000	1,300,000	3,527,479	4,827,479	—	6,627,479

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	60,781	60,781	6,366,470
事業年度中の変動額			
当期純利益			321,790
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,439	△1,439	△1,439
事業年度中の変動額合計	△1,439	△1,439	320,351
当期末残高	59,341	59,341	6,686,821

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① その他有価証券

市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理
株式等以外のもの し、売却原価は移動平均法により算定）を採用し
ております。

市場価格のない……………移動平均法による原価法を採用しております。
株式等

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建
物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に
取得した建物附属設備および構築物については定額
法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～24年

工具器具備品 4～20年

② 無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用分）については社内における
利用可能期間（5年）による定額法により償却して
おります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債
権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特
定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回
収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、将来の支給見込額を計
上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退
職給付債務（簡便法により算出）および年金資産の
額に基づき当事業年度末に発生していると認められ
る額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づ
く期末要支給額を計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 118,531千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 166,270千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	4,634株	— 株	— 株	4,634株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	— 株	— 株	— 株	— 株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位:千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	17,536
賞与引当金に係る法定福利費	2,688
未払事業税	6,361
退職給付引当金	55,918
役員退職慰労引当金	16,020
その他	50,998
小計	<u>149,522</u>
評価性引当額	<u>△2,569</u>
繰延税金資産合計	<u>146,953</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△26,189
前払年金費用	<u>△2,231</u>
繰延税金負債合計	<u>△28,421</u>
繰延税金資産(負債)の純額	<u>118,531</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、財形転貸融資事業、フラット35融資事業およびこれらの事業に伴うつなぎ融資事業、また教育ローン事業を行なっております。

財形転貸融資事業は独立行政法人勤労者退職金共済機構からの資金調達、フラット35融資事業、つなぎ融資事業および教育ローン事業は銀行借入または余資による運用で行なっております。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行なわない方針であります。

②金融商品の内容およびそのリスク並びに管理体制

当社が保有する金融資産は、主として個人に対する財形転貸貸付金であります。

財形転貸貸付金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されていますが、全額が保証会社による保証が付いており、リスクを回避しております。

一方、当社が保有する金融負債は、主として独立行政法人勤労者退職金共済機構からの財形借入金であり、独立行政法人勤労者退職金共済機構への返済が出来なくなる流動性リスクに晒されております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
財形転貸貸付金	245,368,510	217,657,244	△27,711,265
資 産 計	245,368,510	217,657,244	△27,711,265
財 形 借 入 金	250,408,291	222,433,000	△27,975,291
負 債 計	250,408,291	222,433,000	△27,975,291

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
財形転貸貸付金	28,953,484	25,536,973	22,523,610	19,865,824	17,521,657	130,966,962
合計	28,953,484	25,536,973	22,523,610	19,865,824	17,521,657	130,966,962

(注2) 金銭債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
財形借入金	29,047,361	25,677,867	22,699,235	20,066,124	17,738,453	135,179,251
合計	29,047,361	25,677,867	22,699,235	20,066,124	17,738,453	135,179,251

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
財形転貸貸付金	—	—	217,657,244	217,657,244
資産計	—	—	217,657,244	217,657,244
財形借入金	—	—	222,433,000	222,433,000
負債計	—	—	222,433,000	222,433,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

財形転貸貸付金

当社では、財形転貸貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

財形借入金

当社では、財形借入金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

特記すべき事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

カフェテリアプラン事業収入	8,136
顧客との契約から生じる収益	8,136
貸付手数料	180,019
受取手数料	1,186,724
償還手数料	152,701
財形受取利息	1,678,681
受取利息	83,629
団信保険関係収入	222,632
その他の収益	3,504,389
外部顧客への営業収益	3,512,525

(注)「その他の収益」は金融商品に関する会計基準に基づくものであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

カフェテリアプラン事業収入は、財形ライフサポート倶楽部の会費におけるサービスの提供について契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,442,991円17銭
1株当たり当期純利益	69,441円21銭

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

財形住宅金融株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 齊藤 孝
業務執行社員
指定社員 公認会計士 大河原 恵史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、財形住宅金融株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

財形住宅金融株式会社 監査役会

常勤社外監査役 島津泰幸 ㊟
社外監査役 牛島大介 ㊟
社外監査役 清水範之 ㊟

以上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第 1 号議案 取締役 5 名選任の件

取締役 5 名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 5 名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	と がり とし かず 戸 莉 和 (1947年11月28日)	1971年 7 月 労働省入省 2001年 1 月 厚生労働省大臣官房長 2002年 8 月 同省職業安定局長 2004年 7 月 同省厚生労働事務次官 2006年 9 月 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（現 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）理事長代理 2007年10月 同機構理事長 2011年 6 月 当社代表取締役会長 2020年 5 月 当社代表取締役会長兼社長 2021年 6 月 当社代表取締役会長（現任） <重要な兼職の状況> キヤノン電子株式会社社外取締役	9 株
2	すみ ひで ひろ 角 秀 洋 (1956年9月21日)	1980年 4 月 安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社）入社 2010年 6 月 株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン株式会社）取締役常務執行役員 2012年 4 月 同社取締役常務執行役員静岡本部長兼中部本部長 2013年 4 月 同社取締役常務執行役員中部本部長 2014年 4 月 損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社（現 SOMPOリスクマネジメント株式会社）代表取締役社長 2015年 3 月 帝国繊維株式会社監査役 2016年 6 月 株式会社メッセージ代表取締役会長 2017年 6 月 SOMPOケアメッセージ株式会社（現 SOMPOケア株式会社）代表取締役副社長 兼SOMPOケアネクスト株式会社（現 SOMPOケア株式会社）代表取締役副社長 2018年10月 SOMPOヘルスサポート株式会社代表取締役社長 2021年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	9 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	まつ ざわ たか はる 松 沢 孝 治 (1962年11月16日)	1986年4月 大正海上火災保険株式会社(現 三井住友海上火災 保険株式会社)入社 2001年4月 三井海上火災保険株式会社(現 三井住友海上火災 保険株式会社) I T推進部代理店システムサービ センター課長 2001年10月 三井住友海上火災保険株式会社ネットワーク推進部 特命課長 2007年4月 三井住友海上システムズ株式会社(現 MS&AD システムズ株式会社)代理店システム支援グルー プ長兼三井住友海上火災保険株式会社 I T推進部課長 2008年4月 三井住友海上火災保険株式会社 I T推進部次長 2011年4月 三井住友海上システムズ株式会社(現 MS&AD システムズ株式会社)人事部長 2013年4月 MS&ADシステムズ株式会社取締役執行役員コー ポレート本部長兼人事部長 2015年4月 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 I T推 進部長 2016年4月 同社執行役員 2021年6月 当社取締役(現任)	9株
4	かた おか しゅう ぞう 片 岡 秀 蔵 (1960年6月9日)	1992年10月 当社入社 2008年6月 当社東京支社長 2010年4月 当社営業部次長 2011年4月 当社大阪支社長 2022年4月 当社営業部長 2022年6月 当社取締役営業部長(現任)	9株
5	ふじ い れい いち 藤 井 礼 一 (1957年6月5日)	1981年4月 労働省入省 2011年4月 厚生労働省三重労働局長 2015年4月 同省職業安定局労働市場センター業務室長 2017年7月 公益財団法人産業雇用安定センター事務局長 2020年7月 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会事 務局長(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役および監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役牛島大介氏および監査役清水範之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	うしじま だいすけ 牛島大介 (1972年2月16日)	1994年4月 三井海上火災保険株式会社(現 三井住友海上火災保険株式会社)入社 2008年4月 三井住友海上火災保険株式会社商品本部火災新種保険部 課長(費用技術保険チーム) 2010年4月 同社金融公務営業推進本部公務第二部営業第三課 課長 2011年4月 同社金融公務営業推進本部公務開発部営業第二課 課長 2015年4月 同社北海道本部札幌支店法人営業課長 2017年4月 同社北海道本部札幌支店次長兼法人営業課長 2020年4月 同社金融公務営業推進本部 部長 2022年4月 同社公務第二部長(現任) 2022年6月 当社社外監査役(現任) <重要な兼職の状況> 三井住友海上火災保険株式会社公務第二部長	0株
2	おおにし たかし 大西敬 (1968年6月21日)	1992年4月 日本生命保険相互会社入社 2005年3月 同社401K年金開発推進専門課長 2007年3月 同社401K年金開発推進課長兼法人営業企画G調査役 2010年3月 ニッセイアセットマネジメント株式会社出向 2012年3月 日本生命保険相互会社企業年金G課長 2014年3月 企業年金ビジネスサービス株式会社出向企画総務担当部長 2016年3月 同社出向企画総務部長 2018年3月 同社出向プロジェクト推進部長 2020年3月 日本生命保険相互会社法人商品開発室室長(現任) <重要な兼職の状況> 日本生命保険相互会社法人商品開発室室長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者牛島大介氏は、三井住友海上火災保険株式会社の公務第二部長であり、同社での長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
4. 候補者大西敬氏は、日本生命保険相互会社の法人商品開発室室長であり、同社での長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
5. 当社は、取締役および監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令または定款に定める員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役については、監査役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は前任者の任期の満了する時までといたします。また、この決議の効力は、次期定時株主総会の開始の時までといたします。

補欠監査役の選任にあたっては、末廣利明氏を監査役島津泰幸氏の補欠監査役候補者とし、清水範之氏を第2号議案が原案どおり可決承認された場合に監査役となられる牛島大介氏および大西敬氏の補欠監査役候補者といたします。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	すえ ひろ とし あき 末 廣 利 明 (1955年7月26日)	1978年4月 安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社）入社 2010年4月 株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン株式会社）執行役員 株式会社損保ジャパン・システムソリューション（現 SOMPOシステムズ株式会社）代表取締役社長（出向） 2012年4月 同社常務執行役員 NKS Jシステムズ株式会社（現 SOMPOシステムズ株式会社）代表取締役会長（出向） 2012年6月 同社常務執行役員 2013年4月 NKS Jシステムズ株式会社（現 SOMPOシステムズ株式会社）代表取締役会長 2014年6月 当社常務取締役 2020年5月 当社代表取締役専務 2021年6月 当社企画・システム部統括審議役（現任）	0株
2	し みず のり ゆき 清 水 範 之 (1965年2月16日)	1987年4月 安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社）入社 2011年6月 株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン株式会社）金融法人開発部長 2017年4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社）企業営業推進部長 2018年4月 同社コンプライアンス部長 2019年4月 同社金融法人第一部長 2022年4月 財形信用保証株式会社総務部長 2022年6月 同社常務取締役総務部長（現任） 2023年3月 当社社外監査役（現任） <重要な兼職の状況> 財形信用保証株式会社常務取締役総務部長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者清水範之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者清水範之氏は、財形信用保証株式会社の常務取締役総務部長であり、同社と当社との間には、財形住宅融資の保証に関する取引関係があります。

4. 候補者清水範之氏は、損害保険会社等で要職を歴任された長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、選任をお願いするものであります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任する高田順弘氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従って退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

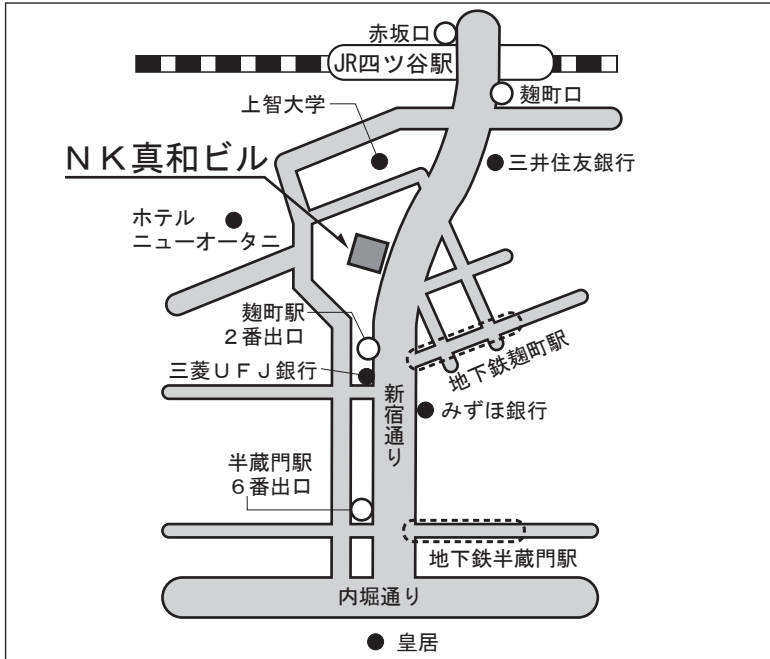
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
高 田 順 弘	2013年6月 当社専務取締役（現任）

以 上

——— 定時株主総会会場ご案内図 ———

財形住宅金融株式会社 本社 会議室



東京都千代田区麹町5丁目1番地 NK真和ビル4階

地下鉄	有楽町線	麹町駅	2番出口	徒歩3分
	半蔵門線	半蔵門駅	6番出口	徒歩8分
	丸の内線	四ツ谷駅	赤坂口出口	徒歩6分
	南北線	四ツ谷駅	赤坂口出口	徒歩6分
J R	中央線	四ツ谷駅	麹町口出口	徒歩6分
	総武線	四ツ谷駅	麹町口出口	徒歩6分